

中間前金払制度の申請書類簡素化について（お知らせ）

請負金額500万円以上の既に前払金を受けた建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、請負金額の10分の2までの金額を追加して請求することができる中間前金払制度について、下記のとおり取扱いを変更しますので、お知らせいたします。

記

①申請書類

(現行) <u>4種類</u>	⇒	(変更後) <u>2種類</u>
・ 中間前金払認定申請書		・ 中間前金払認定申請書
・ 工事出来高明細書		・ 工事履行報告書
・ 工事実施工程表		
・ 工事写真（着手前、現況）		

②実施時期

平成28年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用

③その他

- ・ 支払いまでの手続き等、上記以外に変更はありません。